

平成 25 年 8 月 21 日  
健康部 生活衛生課

### 練馬区災害時ペット対策に関する基本的な考え方について

#### 1 経緯

練馬区地域防災計画では、ペット動物について「災害時の同行避難」等の方針を定めている。災害時のペット対策について具体的で実効性の高い方法を検討するため、平成 21 年 10 月に練馬区獣医師会と共に「練馬区ペット防災検討会議」を設置した。

その後、東日本大震災の発生を受け一時中断したが、平成 24 年度に再開し、今回別紙のとおり「練馬区災害時ペット対策に関する基本的な考え方」(以下「考え方」という。)をまとめた。

#### 2 目的

災害時には人命を守ることが最優先となるが、「ペットがいるから避難できない」といった行動は、新たな被害につながる恐れがある。また、避難拠点に連れて行けないためペットを放すことで、人に危害を加えることも考えられる。このような事態を防ぐため、区としてはペットの同行避難を呼びかけている。

一方、多くの区民が共同生活を送る避難拠点にあっては、ペットをめぐるさまざまなトラブルが予想されるため、これらを回避できる受け入れ体制の整備が必要である。

このようなことから、災害時における区・避難拠点、飼い主、獣医師といった関係当事者の活動について定め、災害時の人と動物の安全の確保や、被災した動物の適正な保護・管理を図る。

#### 3 内容（要旨）

##### (1) 飼い主の心構えおよび責任

- ・災害時に避難拠点で人と動物が気持ちよく過ごすために、飼い主は日頃からペットの食餌の備蓄やケージ・リード等の用具等の準備、他の避難者・ペットの迷惑となるないようなしつけおよび伝染病予防などの健康管理を心がけることが必要である。

##### (2) 避難拠点での受入れ・活動

- ・避難拠点で受入れられるペットは、原則として飼い主等と同行避難した犬・猫等の小動物とする。
- ・学校敷地内に「動物避難所」を設置し、同行避難者が「動物保護班」を編成し、協力して動物の飼育にあたる。

(3) 練馬区ペット防災対策本部

- ・発災後速やかに区の総合的なペット防災対策を実施するために、健康部生活衛生課に「練馬区ペット防災対策本部」を設置する。

(4) 練馬区ペット防災対策本部の活動内容

- ・練馬区獣医師会へ動物救護活動の要請を行う。
- ・動物病院の稼働状況を把握し、各避難拠点に治療にあたることができる動物病院の情報を連絡する。
- ・区民および各避難拠点からの様々な被災ペットに関する相談に対応する。
- ・被災状況により避難が長期化する場合には、「動物救護センター」を開設することとし、区災害対策本部、練馬区獣医師会と協議して開設準備を行う。

(5) 動物救護センター

- ・避難拠点閉鎖後も飼い主が飼育できない犬・猫等の小動物を受け入れる「動物救護センター」を、災害の規模により必要に応じて開設する。
- ・施設の仕様については、初期段階にビニールハウス、後にプレハブ建物などを想定する。

(6) 練馬区獣医師会の役割

- ・練馬区ペット防災対策本部の要請を受けて、獣医療行為や相談・助言にあたる。
- ・練馬区獣医師会は、各動物病院で可能であれば診療を再開し、避難拠点に避難したペット動物等の被災動物の診療等にあたる。
- ・「動物救護センター」の運営にあたっては、備品等による協力をを行うとともに、開設後は、1日1回以上を目安に「動物救護センター」を訪問し、センターが受け入れたペットの健康状態を確認する。

4 今後の進め方

「考え方」の内容を各避難拠点（99ヶ所）に説明して理解を得るとともに、各避難拠点ごとの状況に応じた受入れ体制づくりを進めるよう働きかけを行う。